

確定申告

についてのお知らせ

申告期間初日と期間終了間近は会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。お早めに準備して期間内に申告を済ませてください。

また、確定申告が不要の方で市県民税の申告が必要な方も3月15日(水)まで市民ホール(本庁舎南側弥富まちなか交流館 3階)にて受け付けをしますので、お早めに申告を済ませてください。

弥富市申告会場

相談期間

2月16日(木)～3月15日(水)

※土・日曜日、祝日は除く

相談時間

午前8時45分～11時

午後1時～4時

津島市
文化会館でも
申告会場開設！
詳しくは
11ページへ

市民ホール(本庁舎南側 弥富まちなか交流館 3階)

注意!

お急ぎの方は **e-Tax(電子申告)** をご利用ください

- ・混雑状況によっては、午前の受付時間中に来場されても、午後の相談になる場合があります。
- ・申告相談の事前予約などは行っておりませんのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症防止のためお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から申告会場での三密(密集・密閉・密接)を避けるため、感染症対策を行います。また、下記の申告方法による自主申告の推進にご理解・ご協力をお願いします。

感染症対策にご協力ください

- ・混雑時は会場外での待機などをお願いすることがあります。ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ・発熱などの症状のある方や体調の優れない方は、来場を控えていただくようお願いします。
- ・受付にて検温を実施させていただく予定ですが、37.5℃以上の発熱がある方は入場をお断りさせていただきます。
- ・会場に手指消毒用アルコールを用意いたしますので、来場される方は消毒にご協力をお願いします。また、マスク着用、咳エチケットなどの感染症対策をお願いします。職員もマスクまたはフェイスシールド着用などの対策をした上で対応させていただきますのでご了承ください。

自宅からの郵送や電子による申告にご協力ください

■国税庁のホームページから確定申告書を作成、印刷して税務署に郵送で提出する方法

「国税庁 確定申告書作成コーナー」を使って申告書や決算書・収支内訳書を作成し、印刷して津島税務署に送付します。

パソコンを使わず申告書を手書きで作成、郵送される方は、市役所税務課窓口・支所にて1月下旬より申告書などをお渡しできます。

申告期間中は市役所税務課窓口、会場受付に設置する投函BOXに申告書を投函いただくと、そのまま津島税務署にお届けします。

■ご自宅でパソコンまたはスマートフォンを利用し e-Tax 申告(電子申告)をする方法

- ・ID・パスワード方式:「国税庁 確定申告書作成コーナー」を利用し、申告書や決算書・収支内訳書を作成し、e-Tax 申告をする方法です。
IDとパスワードをお持ちでない方は、津島税務署で本人確認後にIDとパスワードが発行できます。
- ・マイナンバー方式:マイナンバーカードを使って、e-Tax 申告をするための方法です。マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

提出書類の事前作成のお願い

申告会場に来場される方で、以下の書類の作成を相談時に行うこととなりますと、相談時間が非常に長くなりますので、会場の混雑緩和および感染リスク低減のため**必ずご自宅であらかじめ作成してきてください。**

■「医療費控除の明細書」医療費控除を受けられる方

■「収支内訳書」事業所得など(農業・小売・不動産・その他個人事業所得)がある方

申告会場では「医療費控除の明細書」および「収支内訳書」の代行作成はしておりませんので、事前作成されていない場合、申告会場内の作業スペースなどでご自身にて作成していただきます。会場内が混み合っている場合は、いったん帰宅していただき、ご自宅での作成をお願いすることがあります。

※「収支内訳書」をご自身で作成が難しい場合には、税理士への委託などもご検討ください。

用紙(様式)の入手は国税庁のホームページからダウンロードしてください。また、市役所税務課窓口・支所でも1月下旬よりお渡しできます。

◆確定申告が必要な方

▼一般の方の場合

事業をしている方、土地や建物を貸し付けしている方などで、令和4年中の合計所得が所得控除(基礎控除・配偶者控除・扶養控除など)の総額を超える方

▼サラリーマンの場合

- ・給与の年間収入が2千万円を超える方
- ・給与を1カ所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方など

◆申告書には、申告者本人および扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記入する必要があります。

個人番号を記入した申告書を提出する際には、「①申告者本人の番号確認」と「②申告書を提出される方の本人確認」を実施しますので、次の書類をご持参ください。

①番号確認に必要な書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票など

②本人確認に必要な書類

【1点で本人確認ができる書類】

個人番号カード、住民基本台帳カード(顔写真有り)、運転免許証、パスポート、障がい者手帳など

【2点で本人確認ができる書類】

各種保険証、住民基本台帳カード(顔写真無し)、年金手帳など

※代理で申告書を提出する場合には、委任状が必要となります。

◆公的年金等を受給している方

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告の必要はありません。(公的年金等に係る確定申告不要制度)

※この場合でも、還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。

また、公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合でも、市県民税の申告が必要です。

